

令和4年第2回足立区議会臨時会提出案件（追加）

令和4年6月7日現在

議案番号	整理番号	案 件 名	備 考
	報告 1	専決処分した事件の報告について	和解 3,504,392円 1件
	報告 2	専決処分した事件の報告について	契約金額の変更 5件 旧千寿第五小学校解体工事 (仮称) 北鹿浜小・鹿浜西小学校 統合校新築工事 勤労福祉会館大規模改修工事 勤労福祉会館大規模改修機械設備工事 竹の塚温水プールほか1か所大 規模改修電気設備工事

議員提出第4号議案

足立区議会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年 月 日

提出者

足立区議會議員	新井	ひでお
同	佐々木	まさひこ
同	ただ	太郎
同	ぬかが	和子
同	鈴木	あきら
同	たがた	直昭
同	長井	まさのり
同	岡安	たかし
同	かねだ	正
同	長谷川	たかこ
同	はたの	昭彦
同	工藤	哲也

足立区議會議長 古性重則 様

(提案理由)

一般質問に関する規定について整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会会議規則の一部を改正する規則（案）

足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）の一部を次のように改正する。

第59条に次の1項を加える。

4 第2項の規定に基づき通告していた議員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の患者（当該感染症の患者であるとみなされた者も含む。）の濃厚接触者となり、議事堂に参集することが困難であり、当該質問ができないときは、議長は、当該議員の質問に対する回答を文書で提出するよう、区長に求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出第5号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年 月 日

提出者

足立区議会議員	新井	ひでお
同	佐々木	まさひこ
同	ただ	太郎
同	ぬかが	和子
同	鈴木	あきら
同	たがた	直昭
同	長井	まさのり
同	岡安	たかし
同	かねだ	正
同	長谷川	たかこ
同	はたの	昭彦
同	工藤	哲也

足立区議会議長 古性重則様

(提案理由)

委員会の開会方法の特例に関する規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第13条の2 委員長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の患者（当該感染症の患者であるとみなされた者も含む。）の濃厚接触者となった委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインによる方法で委員会に出席することを希望する委員は、委員会開催日の前日までに委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出を委員長に許可され、オンラインによる方法で委員会に出席した当該委員については、次条、第15条第1項及び第29条第1項の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議席の一部変更について

【変更前】

6 へん み	7 土 屋	8 長 谷 川	9 水 野	10 石 毛	11 に た な い	12 杉 本
--------------	-------------	------------------	-------------	--------------	------------------------	--------------

1 しぶ や	2 中 島	3 市 川
--------------	-------------	-------------

【変更後（案）】

6 土 屋	7 長 谷 川	8 水 野	9 石 毛	10 しぶ や	11 に た な い	12 杉 本
-------------	------------------	-------------	-------------	---------------	------------------------	--------------

1 へん み	2 中 島	3 市 川
--------------	-------------	-------------

交通網・都市基盤整備調査特別委員会の設置について（案）

（令和元年6月6日各派代表者会決定）

（令和2年6月5日議会運営委員会決定）

（令和3年6月7日議会運営委員会決定）

（令和4年6月 日議会運営委員会決定）

1 名 称

交通網・都市基盤整備調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

交通網の整備及び誘致促進並びに都市基盤整備に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・足立区総合交通計画に位置付けられた交通施策（「自転車施策」及び「交通基盤整備施策」を除く。）の推進に関すること
- ・区内鉄道路線の高架化及び鉄道ネットワークの強化等に関すること
- ・鉄道高架化に伴う竹ノ塚駅周辺の基盤整備に関すること

区議会では昭和54年から交通問題に関する特別委員会を設置し、区民の利便性確保のため調査研究に努めてきた。

新線の誘致に関しては、引き続き環七高速鉄道（メトロセブン）及び地下鉄8号線について、その促進のため調査研究していく必要がある。

特に地下鉄8号線については、区議会としても平成23年12月に地下鉄8号線整備促進及び区内停車の実現を目的とした「地下鉄8号線整備促進議員連盟」を結成し、区内延伸が実現するよう引き続き関係機関等と連携し、国や東京都への要請活動や沿線自治体との協力体制構築に努めてきたところである。令和4年3月には、豊洲～住吉間の鉄道事業が許可され、押上以北の早期整備実現に向けた取り組みを強化していく必要があり、今後とも関係機関への働き掛けを継続・強化していくとともに、地域住民の機運を一層高めていくことが重要である。

令和元年11月に足立区総合交通計画が改定され、令和3年10月には花畠周辺地域におけるバスの試験運行が開始された。引き続き、さらなる周知・利用促進活動に努め、収支率向上に向けた取り組みが求められる。また、バス以外の多様な交通手段を検討していく地区として、入谷地区・鹿浜地区が位置づけられた。今後は、地域や利用者の特性、需要に応じた交通手段の検討が必要である。

竹ノ塚駅付近鉄道高架化事業については、令和4年3月の営業線全線高架化により踏切が解消され、あわせて新駅舎が供用開始となった。今後は高架下整備など、竹ノ塚駅周辺まちづくりについても関係機関と協議し、誰もが住みやすく、訪れたいまちを実現する必要がある。

快適で賑わいあるまちづくりを進めるうえで、交通網の整備は欠かせない課題である。また、鉄道高架化に伴う竹ノ塚駅周辺を主体とする都市基盤の整備促進など、まちの魅力向上や住みよいまちを目指していく必要があることから、調査研究のための委員会を設置する必要があると考える。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会の設置について（案）

（令和2年6月5日議会運営委員会決定）

（令和3年6月7日議会運営委員会決定）

（令和4年6月 日議会運営委員会決定）

1 名 称

子ども・子育て支援対策調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

子ども・子育て支援対策に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・保育ニーズに応じたサービスの確保に関すること
- ・幼児教育・保育の質の向上に関すること
- ・少子化対策に関すること
- ・子どもの貧困対策に関すること
- ・妊産婦支援に関すること

我が国の急速な少子・高齢社会の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されており、出生率が低下している現状への対策、望む人が子どもを産み、育てることができる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっている。

保育については、待機児童ゼロを達成したとはいえ、年度途中の利用希望に対応できない状況も発生している。今後も待機児童ゼロを継続していくために、毎年、地域ごとの保育需要の状況を詳細に分析して、保育定員数の需給調整等を実施しながら、必要な保育定員数の確保を図らなければならない。学童保育については、地区ごとのニーズを見極めながら、必要とされる地区への学童保育室の整備が必要である。

また、幼児教育・保育施設の整備が進み、利用機会の拡大が期待される中、新型コロナウィルス感染症予防の観点からも、これまで以上に施設等の適正な運営や安全の担保などについて、区によるきめ細やかな支援が必要となっている。このため、指導検査などの更なる拡充・強化に向けた体制整備、支援技術の向上を図り、教育・保育の質を高めていくことが重要である。

子どもの貧困対策については、「第2期未来へつなぐあだちプロジェクト」で新たに「若年者支援体制の構築」など重点的に進めるべき施策が盛り込まれ、令和4年1月に若年者支援協議会が設置された。今後は、若年者向けの専門相談窓口を設置するなど中学卒業後の支援体制を構築し、さらなる環境整備等を図っていく必要がある。

妊産婦支援については、「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指しており、令和4年度からは宿泊型産後ケアが実施された。今後も子どもの健やかな成長を支援し、保護者の育児不安を軽減するため更なる支援体制や事業の充実が必要である。

区議会としても、夢や希望を信じて生き抜く人づくりを実現するために、子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していくなければならないとの見地から、調査研究のための委員会の設置が必要であると考える。

災害・オウム対策調査特別委員会の設置について（案）

（令和元年6月6日各派代表者会決定）

（令和2年6月5日議会運営委員会決定）

（令和3年6月7日議会運営委員会決定）

（令和4年6月 日議会運営委員会決定）

1 名 称

災害・オウム対策調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

災害対策及びオウム真理教（アレフ）対策に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・災害対策に関すること
- ・放射能対策に関すること
- ・地域防災計画の見直しに関すること
- ・地区防災計画及び地区防災まちづくり計画に関すること
- ・減災対策に関すること
- ・オウム真理教（アレフ）対策に関すること

区は、東日本大震災で課題となった帰宅困難者への対応や、熊本地震、北海道胆振東部地震において浮き彫りになった諸課題を踏まえ、地区防災計画の策定支援、災害弱者対策などを行い、また、近年、大規模かつ頻発する風水害被害の現状について、特に令和元年台風第19号の教訓を活かすため、水防体制再構築本部において課題を抽出し、検討を行ってきた。

令和3年9月には、関係法令をはじめとした国の動向との整合性を確保し、避難所等における新型コロナウィルス感染症対策などを反映させた地域防災計画修正版が策定され、令和4年4月には新災害情報システムが稼働開始した。今後も引き続き、災害時における区と地域との連携による防災力向上、災害対策の強化を図っていくことが重要である。

オウム真理教（アレフ）については、現在も「アレフ」、「ひかりの輪」、「山田らの集団」という三つの組織に分かれて依然として活動を継続しており、区内にはアレフの拠点が3施設存在し、地域の安寧を脅かしている。また、オウム真理教は「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき観察処分を受けているが、引き続きその脅威の根絶に向けて毅然とした姿勢で臨んでいかなければならない。

平成25年12月にはオウム真理教（アレフ）の早期解散に向けた諸課題に対応するため、区議会議員全員による「オウム真理教対策議員連盟」を結成し、これまでの間、住民協議会等とともにデモ行進や抗議活動を精力的に行ってきました。区では観察処分更新を求める署名活動に取り組む住民協議会を支援していくとしており、今後も国や都、関係市区町連絡会及び住民協議会等と連携を図りながら、団体規制法の見直し、そしてアレフ等オウム真理教関係団体の解散に向けた取り組みを進めていくことが肝要である。

区議会としても、安全安心な区民生活を推進していくことが喫緊の課題であると認識している。今後も区民の不安を解消するべく区民、執行機関と一体となって実効性のある具体的な対策を講じるべきとの見地から、調査研究のための委員会の設置が必要であると考える。

エリアデザイン調査特別委員会の設置について（案）

（令和元年6月6日各派代表者会決定）

（令和2年6月5日議会運営委員会決定）

（令和3年6月7日議会運営委員会決定）

（令和4年6月 日議会運営委員会決定）

1 名 称

エリアデザイン調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

エリアデザインの推進等に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・対象エリアでのまちづくりビジョンに関すること
- ・対象エリアでの区有地等の活用手法に関すること
- ・対象エリアでのシティセールスの方向性に関すること
- ・対象エリアでの事業推進（「交通網の整備」を除く。）に関すること

区は、まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などをエリアデザインとして、区内外に広く発信することで、区のイメージアップや、地域の活性化を図る新しいまちづくりに取り組んできた。7つのエリアのうち、「綾瀬・北綾瀬」「六町」「江北」「花畠」「西新井・梅島」のエリアではエリアデザイン計画が策定され、各エリアにおいて魅力的なまちづくりの推進に取り組んでいるところである。

「綾瀬・北綾瀬（綾瀬ゾーン）」エリアは、令和3年12月にエリアデザイン計画が策定された。令和6年の供用開始に向けて東口駅前交通広場の整備を進め、旧こども家庭支援センター等跡地や西口高架下空間の整備に取り組み、選ばれ続け住み続けたいまちを目指していくことが重要である。

「千住」エリアは、北千住駅東口周辺の再開発の動きや千住大川端地区、千住大橋駅周辺等の大規模マンション開発計画の動向を踏まえ、エリア内の各地区ごとの課題を整理しながら、エリアデザイン計画を策定することを求める。

「六町」エリアは、平成28年12月にエリアデザイン計画が策定された。六町駅前区有地について、土壤汚染対策に係わるモニタリング調査結果は全て基準値以内であったことから、今後は、土地引き渡しに向けて東京都と協議を進め、当該用地の活用方針を決定していくことが求められる。

「竹の塚」エリアは、エリアデザイン計画策定に向けた体感治安改善への取組み方針が令和4年3月に示された。今後も引き続き、UR団地のストック再生や駅前広場整備などのまちの動きを注視し、竹ノ塚駅東西が一体となった安心・安全な魅力あるまちづくりを進めていかなければならぬ。

「西新井・梅島」エリアは、令和2年3月にエリアデザイン計画が策定された。西新井駅西口交通広場整備、西新井公園周辺地区のまちづくりなど、みどり豊かでにぎわいのある災害に強いまちを目指していくことが必要である。

趣を異にした様々な街並みが広がる各エリアにおいて、エリアデザインを推進していくためには、各エリアの地元要望・意見等の把握に努め、民間事業者による開発など周辺環境の動向にも注視し、それぞれのエリアの強み、特徴を詳細に把握し、活用していくことが重要である。

区議会としても、区民、事業者、執行機関と一体となってエリアデザインを推進し、未来につながる魅力的なまちづくりを進めていくことが重要であるとの見地から、調査研究のための委員会の設置が必要であると考える。

令和 4 年第 2 回足立区議会臨時会議事日程 第 1 号

令和 4 年 6 月 8 日 午後 1 時 開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 第 4 3 号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

第 4 議員提出第 4 号議案 足立区議会会議規則の一部を改正する規則

第 5 議員提出第 5 号議案 足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

第 6 議席の一部変更について

令和 4 年 6 月 8 日

足立区議会議長

古性重則

令和4年第2回足立区議会臨時会追加議事日程 第1号

令和4年6月8日 午後1時開議

第 1 交通網・都市基盤整備調査特別委員会の中間報告について

第 2 子ども・子育て支援対策調査特別委員会の中間報告について

第 3 災害・オウム対策調査特別委員会の中間報告について

第 4 エリアデザイン調査特別委員会の中間報告について

第 5 常任委員会委員の選任について

第 6 議会運営委員会委員の選任について

第 7 交通網・都市基盤整備調査特別委員会委員の選任について

第 8 子ども・子育て支援対策調査特別委員会委員の選任について

第 9 災害・オウム対策調査特別委員会委員の選任について

第10 エリアデザイン調査特別委員会委員の選任について

令和4年6月8日

足立区議会議長

古性重則

足立区議会運営要綱新旧対照表

(現 行)	(改 正 案)
<p>第1条～第2条(省略)</p> <p>(一般質問)</p> <p>第3条 質問通告締め切り日は、本会議招集日の4日前(土、休日を除く。)の正午迄とする。</p> <p>2 質問通告は、各会派において質問者を代表質問とその他の一般質問に区別し、各人ごとの質問時間及び、質問順序を付して議長に通告手続きをする。</p> <p>3 代表質問は、各会派1名とする。</p> <p>4 その他の一般質問者の人数は制限しない。</p> <p>5 その他の一般質問の内容は、2テーマ以内に限るものとする。</p> <p>6 質問事項は、単に項目だけでなく、その要旨を具体的に記載する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条～第2条(省略)</p> <p>(一般質問)</p> <p>第3条 質問通告締め切り日は、本会議招集日の4日前(土、休日を除く。)の正午迄とする。</p> <p>2 質問通告は、各会派において質問者を代表質問とその他の一般質問に区別し、各人ごとの質問時間及び、質問順序を付して議長に通告手続きをする。</p> <p>3 代表質問は、各会派1名とする。</p> <p>4 その他の一般質問者の人数は制限しない。</p> <p>5 その他の一般質問の内容は、2テーマ以内に限るものとする。</p> <p>6 質問事項は、単に項目だけでなく、その要旨を具体的に記載する。</p> <p><u>7 質問通告した議員が、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者となり、質問ができる場合の文書での回答は、本会議で一般質問を終了する日の翌日までに提出するものとする。</u></p> <p><u>8 議長は、前項の回答を受理したときは、その写しを全議員に配布するものとする。</u></p>
<p>第4条～第11条(省略)</p>	<p>第4条～第11条(省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>